

再生可能エネルギーへの転換を求める意見書

東日本大震災による大津波の影響で福島第一原子力発電所は全機能が停止し、冷却水の喪失から水素爆発や炉心溶融などを引き起こし、空気中に大量の放射性物質を放出した。その影響は現在も広範囲に及ぶなど、今回の事態の深刻さを物語っている。

また、放射性物質による汚染を受けた周辺地域では、広範囲に避難指示が出され、多くの住民が避難生活を余儀なくされている。

さらに、農作物への汚染や風評被害も深刻化しており、本市においても特産物のお茶に対する被害と風評被害は、生産農家や茶商に甚大な影響を及ぼしている。

今回の事故により、立地地域の住民のみならず、日本全国どこでもひとたび事故が起これば放射性物質による被害の危険性があることが明らかとなった。

よって、国においては、福島第一原子力発電所の一刻も早い収束を図ることはもとより、国内すべての原子力発電所の安全安心を確保するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、再生可能エネルギーへの転換等による電力確保対策を推進し、原子力発電への依存を段階的に縮小させるため、下記の事項について特段の努力を講じるよう要望する。

記

- 1 従来のエネルギー政策を抜本的に見直し、効果的なエネルギー消費の削減策を立てるとともに、太陽光、小水力、風力、地熱などの再生可能エネルギーへの速やかな転換を図ることにより、既存の原子力発電所の段階的縮小を進めること。
- 2 原子力災害の徹底究明と情報開示をはじめ、安全指針の抜本的な見直し、再発防止策の実施を早急に行い、全国の原子力発電所の安全対策に万全を期すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

埼玉県狭山市議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
総務大臣 川端 達夫 様
環境大臣 細野 豪志 様
経済産業大臣 枝野 幸男 様